

新 旧 対 照 表

新	旧
<p data-bbox="136 228 1115 319">特定委託業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領</p> <p data-bbox="136 403 510 435">第 1 条及び第 2 条 略</p> <p data-bbox="197 520 622 552">(適用対象金額及び適用制度)</p> <p data-bbox="136 579 1115 670">第 3 条 特定委託業務に係る競争入札を執行するときの適用対象金額及び適用制度は、次の各号によるものとする。</p> <p data-bbox="181 697 1115 788"><u>なお、単価入札による場合は、次の各号の「予定価格」を「予定価格に予定数量を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</u></p> <p data-bbox="165 815 477 847">(1) 及び (2) 略</p>	<p data-bbox="1115 228 2098 319">特定委託業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領</p> <p data-bbox="1115 403 1489 435">第 1 条及び第 2 条 略</p> <p data-bbox="1176 520 1601 552">(適用対象金額及び適用制度)</p> <p data-bbox="1115 579 2098 670">第 3 条 特定委託業務に係る競争入札を執行するときの適用対象金額及び適用制度は、次の各号によるものとする。</p> <p data-bbox="1146 815 1458 847">(1) 及び (2) 略</p>

(低入札価格調査制度を適用する場合の調査基準価格等)

第4条 略

2 調査基準価格の額は、予定価格に100分の80を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。ただし、単価入札の場合は、小数第5位以下の端数を生じたとき、これを切り捨てる。)とする。

3 低入札価格調査の実施にあたり、価格失格判定基準を設定し、予定価格に100分の70を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。ただし、単価入札の場合は、小数第5位以下の端数を生じたとき、これを切り捨てる。)を下回った入札については、契約の内容に適合した履行がされないものとして、調査を実施せず、失格とする。

ただし、WTO政府調達協定に該当する案件については、価格失格判定基準は適用しない。

(低入札価格調査制度を適用する場合の調査基準価格等)

第4条 略

2 調査基準価格の額は、予定価格に100分の80を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

3 低入札価格調査の実施にあたり、価格失格判定基準を設定し、予定価格に100分の70を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を下回った入札については、契約の内容に適合した履行がされないものとして、調査を実施せず、失格とする。

ただし、WTO政府調達協定に該当する案件については、価格失格判定基準は適用しない。

(最低制限価格制度を適用する場合の最低制限価格)

第5条 略

2 最低制限価格の額は、予定価格に100分の70を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。ただし、単価入札の場合は、小数第5位以下の端数を生じたとき、これを切り捨てる。)とし、この額を下回った入札については、契約の内容に適合した履行がされないものとして、失格とする。

(予定価格を記載した書面への最低制限価格の記載)

第6条 最低制限価格制度を適用する場合において、入札の執行者(本庁において執行する入札については主務課長をいい、出先機関において執行する入札については、かい長をいう。以下同じ。)は、予定価格を記載した書面に、最低制限価格を「(最低制限価格〇〇円)」と記載し、かつ、当該最低制限価格に108分の100を乗じて得た金額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額とする。ただし、単価入札の場合は、小数第3位以下の端数を生じたとき、これを切り上げる。)を「(最低制限価格の108分の100の額〇〇円)」と記載するものとする。

(最低制限価格制度を適用する場合の最低制限価格)

第5条 略

2 最低制限価格の額は、予定価格に100分の70を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(予定価格を記載した書面への最低制限価格の記載)

第6条 最低制限価格制度を適用する場合において、入札の執行者(本庁において執行する入札については主務課長をいい、出先機関において執行する入札については、かい長をいう。以下同じ。)は、予定価格を記載した書面に、最低制限価格を「(最低制限価格〇〇円)」と記載し、かつ、当該最低制限価格に108分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格の108分の100の額〇〇円)」と記載するものとする。

(最低制限価格 及び価格失格判定基準の入札者への周知)

第7条 略

(1) 及び (2) 略

2 価格失格判定基準を設定する場合において、入札の執行者は、一般競争入札の公告及び指名競争入札の指名通知に次の各号に掲げる内容を明記するとともに、入札約款（物品・委託等）の提示の際及び入札執行の際に説明するものとする。

(1) 価格失格判定基準が設定されていること。

(2) 価格失格判定基準に該当する場合は、当該低価格入札者のした入札を失格とすること。

(最低制限価格制度を適用した入札における落札者の決定)

第8条 最低制限価格制度を適用する場合において、入札の執行者は、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者 (総合評価落札方式の場合は、総合評価値の最も高い者) を落札者とするものとする。

第9条 略

(最低制限価格の入札者への周知)

第7条 略

(1) 及び (2) 略

(最低制限価格制度を適用した入札における落札者の決定)

第8条 最低制限価格制度を適用する場合において、入札の執行者は、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

第9条 略

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年12月11日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。